

佐賀県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年四月二十六日から平成二十三年五月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
一般国道 四九八号	伊万里市二里町中里字炭山甲 二四三三番二地先から	伊万里市二里町中里字炭山甲 二四一七番二地先まで
	伊万里市二里町中里字炭山甲 二四三三番二地先から 伊万里市二里町中里字炭山甲 二四一七番二地先まで	伊万里市二里町中里字炭山甲 二四一七番二地先まで
	前	後
	三三・六 三五・〇	二六・三 九三・三
	幅員 メートル	延長 メートル
	一一三・七	一一三・七